



毎月11日は「人権を確かめあう日」です

心のバリアフリー



バリアフリーのバリアとは、英語で障壁（かべ）という意味です。バリアフリーとは、生活の中で不便を感じることを、様々な活動しようとするときに障壁になっているバリアをなくす（フリーにする）ことです。

では、そのバリアとはどのようなものなのでしょうか。

私たちが暮らす社会には多様な人々がいます。外見や性格、価値観、能力も人それぞれ違います。子どもから高齢者まで、障がいがある人、



小さな子どもを連れた人、おなかに赤ちゃんがいる人、日本語がわからない外国人など、様々な人が日々の活動をしています。

このように多様な人がいるにも関わらず、多数を占める人に合わせて社会がつくられてきました。多数を占める人たちにとっては不便でも何でもないことが、少数の人たちにとって、不便や困難さを生むバリアとして存在しています。

私たちの周りでは、障がいのある人などのバリアをなくすため、駅や公共交通機関、道路や建物などで、ハード面でのバリアフリーが広がってきました。しかし、バリアフリーの設備を整備するだけでは社会のバリアはなくなりません。バリアフリーの設備があっても、障がいのある人などに対する無関心や誤解、何気ない行動や発言などが、「意識上のバリア」を作ってしまうことがあります。



バリアフリーな社会にしていくためには、こうした「意識上のバリア」をなくすことも必要です。そして、この「意識上のバリア」をなくすためには、バリアを感じている人の身になって行動を起こすこと、すなわち、一人ひとりの「心のバリアフリー」が大切なのです。

社会には多様な人がいるということを知り、お互いの違いを認め合うことが、「心のバリアフリー」の第一歩です。まず、自分自身の心にバリアフリーの工夫があるか、目を向けてみましょう。

2024. 9

宇陀市人権啓発活動推進本部

※このピラへのご意見・ご感想は
☎0745-82-2147または jinken@city.udajp

